

## 小浜市屋外広告物景観改善事業補助金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小浜市で福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号。以下、「条例」という。）の改正に伴い新たな基準に適合しなくなった広告物等の撤去または改修を行う者に対して、良好な景観を早期に創出することを目的に、小浜市屋外広告物景観改善事業補助金を交付することについて、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 広告物等 広告物または広告物を掲出する物件をいう。
- (3) 既存不適格広告物等 平成28年9月30日以前に表示または設置された広告物等であつて、平成28年10月1日の条例施行後の条例および同施行規則（昭和39年福井県規則第54号。以下、「改正条例等」という。）の規定に適合しない広告物等をいう。
- (4) 撤去 改正条例等の規定に適合させるため、既存不適格広告物等の一部または全部の除却をいう。ただし、広告板および広告塔の撤去にあつては、支柱部分の除却を要するものとする。
- (5) 改修 改正条例等の規定に適合させるため、既存不適格広告物等の改造または撤去を伴う新設をいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 既存不適格広告物等の所有者
- (2) 小浜市税を滞納していない者

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 既存不適格広告物等のうち、6年間の経過措置の期間において改善が必要となる広告物等で、次に掲げる工事であること。
  - ア 案内広告物・一般広告物の広告板、広告塔の撤去
  - イ 自家用広告物の屋上広告板、屋上広告塔、壁面広告の撤去または改修
  - ウ 自家用広告物の広告板、広告塔の撤去または改修
- (2) 県の屋外広告業の登録を受け、県内に営業所を有する者が工事を行うこと。
- (3) 撤去、改修により1住所地全体の広告物等が改正条例等の許可基準に適合すること。
- (4) 申請は1住所地ごとに1補助対象者1回限りであること。
- (5) 他の補助金を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、撤去および改修に要する経費のうち次に掲げるものとする。ただし、改修前と比較して広告物等を増加させる行為に要した経費は除く。

- (1) 撤去費
- (2) 処分費
- (3) 製作費
- (4) 設置費
- (5) 運搬費
- (6) 安全費
- (7) 撤去または改修を実施するにあたり最低限必要な仮設費または復旧費
- (8) その他市長が必要と認めた経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額および補助限度額は、別表1のとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小浜市屋外広告物景観改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申請者は、この補助金の交付の申請を行う前に、協議を行うものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、小浜市屋外広告物景観改善事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知がある前に工事に着手してはならない。

(変更および辞退)

第9条 前条第1項の通知を受けた申請者が、申請の内容を変更する場合は、小浜市屋外広告物景観改善事業補助金計画変更申請書（様式第4号）に別表2に掲げる関係書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、小浜市屋外広告物景観改善事業補助金計画変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前条第1項の通知を受けた申請者が、申請を辞退する場合は、すみやかに小浜市屋外広告物景観改善事業補助金辞退届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告および補助金の額の確定)

第10条 申請者は、工事が完了したときは、完了した日の翌日から起算して30日以内または会計年度の末日から起算して15日前のいずれか早い日までに小浜市屋外広告物景観改善事業補助金完了実績報告書(様式第7号)に別表3に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対して小浜市屋外広告物景観改善事業補助金額の確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補助金の請求および支払い)

第11条 申請者は、前条第2項の通知を受けたときは、すみやかに小浜市屋外広告物景観改善事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、申請者に補助金を交付するものとする。

(調査等)

第12条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、現地調査等を行うことができる。

(交付の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定または交付を受けたとき。
- (2) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて既に交付した金額の全部または一部を返還させるものとする。

(書類の保管)

第15条 申請者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7月22日から施行する。

別表 1

対象経費	補助額	補助限度額
案内広告物・一般広告物の広告板、広告塔の撤去費用	対象経費の 3 分の 2 以内	50 千円
自家用広告物の屋上広告板、屋上広告塔、壁面広告の撤去費用		
自家用広告物の広告板、広告塔の撤去または改修費用		
自家用広告物の屋上広告板、屋上広告塔、壁面広告の改修費用		

別表 2

補助金交付申請書に添付する書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業計画書(様式第 2 号)</li> <li>○写真 (1 住所地全体および広告物等の現況と全体がわかるもの)</li> <li>○見積書 (対象経費がわかるもの)</li> <li>○市税の納税証明書</li> <li>○図面 (平面図、立面図等) (※市長が必要と認める場合)</li> </ul>

別表 3

補助金完了実績報告書に添付する書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>○施工前後の写真</li> <li>○施工中の写真</li> <li>○所要経費の根拠 (領収書、明細書等)</li> </ul>